

熱気球試験官(イグザミネー)制度

第1章 目的

(目的)

第1条 この制度は、スチューデントパイロット (Pilot under training、以下「Pu/t」という) が飛行する上での最低限の飛行知識、飛行技術を身につけているかを確認するためのものであり、一般社団法人日本気球連盟 (以下「この法人」という) は、飛行経験の豊富な、また知識の豊かなインストラクターの中で、Pu/t の指導に熱意を持って活動する意志のある者をイグザミネー登録し、その中からイグザミネーを選任する。イグザミネーはこの法人の組織の中に位置づけられており、実技試験と筆記試験を行う。またイグザミネー相互の技術、知識の違いから合否判定にばらつきが生じないよう、イグザミネーミーティングを開催し、知識や技術の研鑽、判定方法・基準の統一化を行う。

第2章 役割

(活動内容)

第2条 この法人に所属するインストラクターでイグザミネー登録された者は次の活動を行うことができる。

- (1) 筆記試験の実施。
- 2** イグザミネー登録者の中から選任されたイグザミネーは前項の活動に加えて次の活動を行うことができる。
 - (1) 実技試験の実施。
ただし、4回以上指導フライトを行った Pu/t に対しては選任イグザミネーとして実技試験を実施することはできない。
- 3** イグザミネー任期中はイグザミネーとしての活動を優先する。

第3章 イグザミネー認定基準

(認定基準)

第3条 イグザミネー認定基準は次のとおりとする。

- (1) この法人の正会員であること。
- (2) この法人の熱気球指導操縦士技能証 (インストラクター資格) を保持し、引続き2年以上インストラクターであること。ただし、再登録の場合、熱気球指導操縦士技能証を保持していること。
- (3) この法人もしくは旧日本気球連盟の熱気球指導操縦士技能証取得後、以下の経験を有すること。
 - ① 同乗訓練飛行 50回以上。
 - ② 単独訓練飛行の立ち会い 1回以上。
 - ③ 実技試験への推薦 1回以上。
- (4) この法人の熱気球操縦士技能証取得後、機長として異なった機体 10機 (AX-6 以下、AX-7、AX-8 以上を含む) 以上の飛行経験を有すること。
- (5) パイロットログブック、トレーニングログブック、機体ログブックの意味を正しく理解し、これらを正しく作成、保管していること。
- (6) この法人の自由飛行安全規定、係留飛行安全規定、指導システム、航空法を理解し、遵守して飛行していること。
- (7) この法人のシステムを熟知し理解していること。
- (8) 安全委員会がイグザミネーとしてふさわしいと認めること。

(選任基準)

第4条 安全委員会は、翌年度、選任イグザミネーとして活動する意思のある者の中から、地域性等を考慮し選任イグザミネー候補者として理事会へ推薦する。理事会の承認後、安全委員会が指定したイグザ

ミナーミーティングに出席した者を翌年度のイグザミナーとして選任する。

第 4 章 イグザミナー登録申請及び抹消

(新規申請)

第 5 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 熱気球試験官（イグザミナー）登録申請書。
- (2) 第 3 条第 1 項 (3) 及び (4) の飛行を証明するログブックのコピー。

(停止及び抹消)

第 6 条 安全委員会は次のいずれかに該当する場合、イグザミナー活動の停止またはイグザミナー登録の抹消を行うことができる。

- (1) 安全委員会の指定する書類を提出しなかった場合。
- (2) 熱気球指導操縦士技能証が失効している場合。
- (3) 安全委員会がイグザミナーとして相応しくないと判断した場合。

附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。